

# 服務倫理委員会だより No.1

文責：副校長 豊田 邦久 R7. 4. 11

今年度から定期的に服務倫理委員会だよりを発行してまいります。よろしくお願ひいたします。

昨年度、福島県教職員が起こした不祥事案件が多数発生しました。「自分は不祥事を起こさない」という考え方だけでは、現状を改善することはできません。不祥事を他人事と捉えず、いつでも、どこでも、誰にでも、自分にも、自校でも起こり得るものと捉え、当事者意識・危機意識をもっていただければと思います。

## 不祥事全般 セルフチェックシート



○各項目に✓をしてセルフチェックしてみましょう！

(ア：はい イ：どちらともいえない ウ：いいえ)

	項目	ア	イ	ウ
1	児童生徒が教職員を信頼できないところに教育は成り立たず、保護者や地域が学校を信頼できないところに、理解と協力は生まれないことを十分認識している。			
2	教職員には、教職員として果たさなければならない社会的・道徳的な責任義務があるとともに、高い倫理観と自律心が求められると考え、コンプライアンス等の徹底に努めている。			
3	不祥事を決して他人事と捉えず、いつでもどこでも、自分にも自校でも起こり得るものと捉え、当事者意識と危機意識を持つように努めている。			
4	自校で不祥事が起きれば、不祥事に対する事後処理、児童生徒や保護者への対応、さらには不祥事を起こした教職員の業務の肩代わりなど、本来業務に使うべき多くの労力と時間をつぎ込まねばならないことを理解している。			
5	一件の不祥事の裏には、トラブル・苦情・失敗など多数の危機があり、不祥事を回避するためには、トラブル・苦情・失敗に適切かつ迅速に対応し、危機の芽をつみ取ることが大切であることを理解している。			
6	教職員には、児童生徒に対する優越的な地位や学校や教室の閉鎖性など、ネガティブな意味で不祥事の「機会」が多いこと、「指導のため」という思いが、不祥事の「正当化」につながりやすいことなどに十分意識している。			
7	同僚の児童生徒に対する指導等について互いに関心を高め、状況に応じて適切に支援・協力するとともに、同僚の言動等に何らかの危機的な兆候を把握した場合には、管理職や他の同僚と一緒に状況を確認して必要な対応をとっている。			
8	教職員同士のコミュニケーションを密にすることで、相互に無関心な態度をとらないようにするとともに、気軽に相談したり、教職員としての言動について建設的に指摘し合える「風通しのよい」職場環境づくりや人間関係づくりの推進に努めている。			
9	「教職員の懲戒処分に関する基準」、「道路交通法違反関係教職員の懲戒処分等に関する基準」及び「懲戒処分の公表基準」の内容について知っている。			
10	不祥事を起こした場合、懲戒処分の他にも、法律上の責任として刑事責任や民事責任が問われることがあることを知っている。			
11	懲戒処分に付されると、履歴書に記載されるとともに、昇給や各種手当、年金に影響するなど、生涯にわたって大きな経済的不利益を被ることを知っている。			

質問	回答欄
上記のチェック項目のうち、あなたが特に注意したいと思う項目の番号を右の欄に3つ記入してください。	